

## 定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和2年5月14日 9時00分～12時00分

出席委員：柘植委員長・岩瀬委員・小笠原委員

### 1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件名	担当部	出席者
1 報告	特別定額給付金の給付を装った特殊詐欺等への注意喚起	生活安全部	本 部 長 総 務 部 長
2 報告	主要事件の発生・検挙（2件）	刑事部	
3 報告	交通事故発生状況（令和2年4月末）	交通部	生活安全部長 刑 事 部 長 交 通 部 長

### 2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件名	担当部	出席者
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（8件）	総務部	公安委員会執務官
2 決裁	激励の上申		
3 報告	愛知県監査委員等による定期監査の実施		監 査 官
4 報告	監察案件	警務部	首 席 監 察 官
5 裁決	運転免許取消処分に対する審査請求		訟 務 官
6 裁決	行政文書不開示決定に対する審査請求（3件）		
7 報告	「飲酒運転根絶BOX」運用結果	交通部	交通指導課長
8 報告	警察職員の援助派遣の中止	警備部	公安委員会執務官
9 決定	聴聞等の実施結果・決定 67件	総務部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官

## 議事の概要

### 1 全体審議

#### (1) 生活安全部

特別定額給付金の給付を装った特殊詐欺等への注意喚起

生活安全部長から、

「新型コロナウイルスに対する国の緊急経済対策として、国民1人当たり10万円が支給されることになったが、既に給付金事業に乗じた不審なメールなどに関する相談が寄せられており、今後、給付手続きを装う詐欺等が懸念されるため、4月23日から、先制的に被害防止広報を実施している。

注意喚起には、総務省、消費者庁、警察庁が合同作成したチラシのほか、生活安全総務課等で作成した動画や音声等を活用している」旨の報告があった。

#### (2) 刑事部

主要事件の発生・検挙（2件）

刑事部長から、

○ 大府市長草町地内における男性被害強盗殺人未遂等事件の発生・検挙概要

○ 組織窃盗グループによる空き巣事件の検挙概要

について報告があった。

委員から

「大府市の事件は、新型コロナウイルス問題と絡め、マスコミでも大きく報じられていた。今後も、しっかりと捜査を進めてもらいたい」旨の発言があった。

#### (3) 交通部

## 交通事故発生状況（令和2年4月末）

交通部長から、令和2年4月末の交通事故発生状況について、  
「4月末の交通事故死者数は55人で、前年と比べ12人増加した。

4月中の交通死亡事故の主な特徴としては、

- 一般成人が増加
- 歩行者が増加
- 交差点内が増加

である。

5月中の主な取組は、

- 一斉取締り等の実施
- 速度違反取締り週間の実施
- 大型連休期間中における集中取締り等の実施
- 自転車利用者に対する安全利用の促進
- 総務部広報課音楽隊と連携した機動広報及び交通指導取締りの実施

である」

旨の報告があった。

委員から、

「街中でパトカーが活動する姿をよく見かけ、心強く感じている。コロナ情勢が終息に向かえば、交通事情も変化すると思うので、今後も気を引き締めて抑止対策を推進してほしい」

旨の発言があった。

## 2 個別審議

### (1) 公安委員会宛文書等の受理（8件）

公安委員会執務官から、

5月11日までに届いた公安委員会宛の文書等8件  
について報告があり、公安委員会は「交通取締りに関する申出」及び「警察官の言動に関する申出」を警察法79条に規定する苦情として受理し、警

察本部長に対して調査指示する旨決裁した。

(2) 激励の上申

公安委員会執務官から、

大府市長草町地内における男性被害強盗殺人未遂等事件捜査本部  
に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

(3) 愛知県監査委員等による定期監査の実施

監査官から、愛知県監査委員等による定期監査の実施について、

「6月18日（木）、19日（金）及び22日（月）の3日間、運転免許試験  
場及び東三河運転免許センターを除く警察本部内の各所属を対象に、監査  
委員事務局による監査が実施される。

また、7月20日（月）から同月22日（水）までの3日間、運転免許試験  
場及び東三河運転免許センターを除く警察本部内の各所属を対象に、監査  
委員による監査が実施される」

旨の報告があった。

(4) 監察案件

首席監察官から、

監察案件

について報告があった。

(5) 運転免許取消処分に対する審査請求

訟務官から、運転免許取消処分に対する審査請求について、

請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明  
があり、原案どおり裁決した。

(6) 行政文書不開示決定に対する審査請求（3件）

訟務官から、行政文書不開示決定に対する審査請求3件について、請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、いずれも原案どおり裁決した。

(7) 「飲酒運転根絶BOX（ボックス）」運用結果

交通指導課長から、「飲酒運転根絶BOX」運用結果について、

「本年4月1日開設の『飲酒運転根絶BOX』には、1か月間で141件の飲酒運転者等に関する情報が寄せられ、このうち48件が検挙に結びつく有力な情報であり、捜査の結果、4件4名の飲酒運転違反を検挙した。

また、飲酒運転根絶に関するアイデアについても、建設的な意見が寄せられ、今後の施策に反映すべく検討している」旨の報告があった。

(8) 警察職員の援助派遣の中止

公安委員会執務官から、

「2月25日付で福島県公安委員会から本県公安委員会に対し、警察法第60条第1項の規定に基づく援助要求がなされていたところ、5月12日付で福島県公安委員会から援助要求の取り下げがあったことから、派遣を中止する」

旨の報告があった。

(9) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

- 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 64件
- 風俗営業等の営業停止処分等に関する聴聞結果 2件
- 自動車解体業の事業停止処分に関する聴聞結果 1件

について報告があり、行政処分を決定した。

## 定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和2年5月21日 9時30分～11時40分

出席委員：柘植委員長・後藤委員・那須委員

### 1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	所管事項説明会の開催	総務部	本 部 長
2	6月の行事予定	警務部	総 務 部 長
3	主要事件の検挙	生活安全部	警 務 課 長
4	痴漢撲滅キャンペーンの実施	地域部	生活安全部長
5	報告 刑法犯・重要窃盗犯認知・検挙状況(令和2年4月末)	刑 事 部	地 域 部 長
6	大型連休期間中における侵入盗及び自動車盗対策推進結果		刑 事 部 長
7	主要事件の検挙		
8	行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可(令和2年4月中) [書面報告]	警備部	

### 2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（2件）	総 務 部	公安委員会執務官
2 決裁	激励の上申		
3 裁決	裁決書の訂正	警 務 部	訟 務 官
4 裁決	運転者区分決定に対する審査請求（6件）		
5 報告	ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施	生活安全部	人身安全対策課長
6 報告	運転免許更新業務の再開	交通 部	運転免許課長
7 決定	聴聞等の実施結果・決定 60件	総 務 部	首席聴聞官 聴 聞 官

## 議事の概要

### 1 全体審議

#### (1) 総務部

##### 所管事項説明会の開催

総務部長から、  
「6月12日（金）午後1時から、愛知県議会議事堂において、所管事項説明会が開催される予定である」  
旨の報告があった。

#### (2) 警務部

##### 6月の行事予定

警務課長から、  
6月の行事予定  
について報告があった。

#### (3) 生活安全部

##### 主要事件の検挙

生活安全部長から、  
アングラカジノ店の摘発による賭博場開張凶利及び賭博被疑者の検挙概要  
について報告があった。

委員から、  
「周到な準備、緊密な連携、的確な指揮等により検挙に至った事件であり、非常に大きな成果だと思う」  
旨の発言があった。

#### (4) 地域部

##### 痴漢撲滅キャンペーンの実施

地域部長から、

「痴漢や盗撮等の被害が最も多くなる6月に、鉄道警察隊を中心に痴漢撲滅キャンペーンを実施して各種対策を集中的に講ずることで、駅や列車等鉄道施設内における痴漢等の犯罪の抑止を図る。

キャンペーンの重点は、『警戒活動の強化』、『広報・啓発活動』、『関係機関等との連携促進』の3点である」

旨の報告があった。

#### (5) 刑事部

##### ア 刑法犯・重要窃盗犯の認知・検挙状況(令和2年4月末)

刑事部長から、令和2年4月末時点での刑法犯・重要窃盗犯の認知・検挙状況(前年同期との比較)について、

- 「○ 刑法犯の認知件数は14,115件で、1,982件減少した
- 刑法犯の検挙件数は5,099件で、735件減少した
- 刑法犯の検挙率は36.1パーセントで、0.1ポイント下降した
- 刑法犯の検挙人員は4,162人で、97人減少した
- 重要窃盗犯の認知件数は1,414件で、348件減少した
- 重要窃盗犯の検挙件数は432件で、498件減少した
- 重要窃盗犯の検挙率は30.6パーセントで、22.2ポイント下降した
- 重要窃盗犯の検挙人員は184人で、24人増加した

刑法犯認知件数は全国ワースト4位、侵入盗認知件数も全国ワースト4位である。手口別でワースト1位は事務所荒しで、認知件数は141件、ワースト2位の埼玉県とは2件差である」

旨の報告があった。

##### イ 大型連休期間中における侵入盗及び自動車盗対策推進結果



刑事部長から、

「ゴールデンウィーク中、

- 覚醒剤常習者らによる連続侵入盗及び自動車盗グループ
- 岡崎市周辺における小規模店舗対象の常習出店荒し夫婦
- 高級住宅対象の狙い撃ち型侵入盗を敢行する組織窃盗グループ
- 尾張部を中心とした空き巣事件等を敢行する組織窃盗グループ

による侵入盗及び自動車盗事件を検挙している。

ゴールデンウィーク中の侵入盗発生件数は昨年同期比で大幅に減少しており、これら組織窃盗事件等の検挙が抑止につながったとみられる」旨の報告があった。

#### ウ 主要事件の検挙

刑事部長から、

覚醒剤常習者らによる連続侵入盗及び自動車盗事件の検挙概要について報告があった。

#### (6) 警備部

行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（令和2年4月中）

警備部から、

4月中の行進又は集団示威運動に関する条例の取扱状況について、書面報告があった。

## 2 個別審議

#### (1) 公安委員会宛文書等の受理（2件）

公安委員会執務官から、

5月18日までに届いた公安委員会宛の文書等2件について報告があり、決裁した。

(2) 激励の上申

公安委員会執務官から、  
錦三丁目地内における賭博場開張凶利等事件合同捜査本部  
に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

(3) 裁決書の訂正

訟務官から、裁決書の訂正について、  
訂正内容の説明並びに「裁決書訂正書案」の提示及び説明  
があり、原案どおり裁決した。

(4) 運転者区分決定に対する審査請求（6件）

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求6件について、  
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明  
があり、いずれも原案どおり裁決した。

(5) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施

人身安全対策課長から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく  
警告等の実施について、  
「令和2年4月中は、粗野乱暴な言動等を理由に4件の禁止命令を実施  
した。  
また、面会等要求、押し掛け、著しく粗野又は乱暴な言動等を理由に31  
件の警告を実施した」  
旨の報告があった。

(6) 運転免許更新業務の再開

運転免許課長から、

「5月15日、愛知県知事からの新型コロナウイルス感染症予防に伴う施設の休業協力要請の一部が解除されたことに伴い、5月25日から運転免許試験場及び東三河運転免許センターにおける運転免許更新業務を再開する」

旨の報告があった。

#### (7) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、  
運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 60件  
について報告があり、行政処分を決定した。

## 定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和2年5月28日 9時30分～11時30分

出席委員：柘植委員長・那須委員・小笠原委員

### 1 全体審議（公安委員会会議室）

	案件	件 名	担当部	出 席 者
1	報告	主要事件の検挙	刑事部	本 部 長 総 務 部 長 刑 事 部 長 交 通 部 長
2		交通死亡事故多発に伴う交通街頭活動の強化	交通部	

### 2 個別審議（公安委員執務室）

	案件	件 名	担当部	出 席 者
1	決裁	公安委員会宛文書等の受理（3件）	総務部	公安委員会執務官
2	決裁	激励の上申		
3	裁決	運転免許取消処分に対する審査請求（2件）	警務部	訟 務 官
4	裁決	運転免許拒否処分に対する審査請求（1件）		
5	裁決	運転者区分決定に対する審査請求（3件）		
6	報告	警察職員の援助派遣の中止	警備部	公安委員会執務官
7	決定	聴聞等の実施結果・決定 65件	総務部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官

## 議事の概要

### 1 全体審議

#### (1) 刑事部

##### 主要事件の検挙

刑事部長から、  
尾張部を中心とした連続金庫破り等事件の検挙概要  
について報告があった。

#### (2) 交通部

##### 交通死亡事故多発に伴う交通街頭活動の強化

交通部長から、

「県内の交通死亡事故情勢は、4月22日以降、全国ワースト1位で推移しており、極めて厳しい状況となっている。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休業要請が緩和され、今後、人及び車の動きが活発化することにより、交通死亡事故の多発が懸念される。

そこで、6月1日から同月30日までの間、交通指導取締りを始めとする交通街頭活動を一層強化し、交通死亡事故の抑止を図る。活動重点は、

- 重大事故に直結する悪質・危険な交通違反に対する交通指導取締りの強化
- 児童・高齢者被害に係る交通事故抑止対策の強化

である」

旨の報告があった。

委員から、

「現在、新型コロナウイルス感染症の影響により道路が閑散としており、速度超過の傾向にあるが、その余韻が6月に残ることを心配している。学校が再開し、高齢者も街に出始めると思うので、6月に交通街頭活動を強化することは非常に良い対策であり、くれぐれも子供や高齢者が速度超過

等による交通事故に遭わないように尽力されたい」旨の発言があった。

## 2 個別審議

### (1) 公安委員会宛文書等の受理（3件）

公安委員会執務官から、  
5月22日までに届いた公安委員会宛の文書等3件について報告があり、決裁した。

### (2) 激励の上申

公安委員会執務官から、  
覚醒剤常習者らによる連続侵入盗・自動車盗事件合同捜査班に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

### (3) 運転免許取消処分に対する審査請求（2件）

訟務官から、運転免許取消処分に対する審査請求2件について、  
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、いずれも原案どおり裁決した。

### (4) 運転免許拒否処分に対する審査請求

訟務官から、運転免許拒否処分に対する審査請求について、  
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、原案どおり裁決した。

### (5) 運転者区分決定に対する審査請求（3件）

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求3件について、請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、いずれも原案どおり裁決した。

#### (6) 警察職員の援助派遣の中止

公安委員会執務官から、  
「2月25日付で福島県公安委員会から本県公安委員会に対し、警察法第60条第1項の規定に基づく援助要求がなされていたところ、5月26日付で福島県公安委員会から援助要求の取り下げがあったことから、派遣を中止する」  
旨の報告があった。

#### (7) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

○ 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果	62件
○ 風俗営業等の営業停止処分等に関する聴聞結果	3件

について報告があり、行政処分を決定した。